

第一部

子どもの被る犯罪の実態調査結果

1. 調査研究の目的と方法

今日の我国の社会状況は、犯罪多発型の社会へと急激な移行が予測されるものがある。そうしたなかで、これまで全く犯罪に対して無防備だった都市構造は、各所に矛盾を露呈してきている。この矛盾は、社会的弱者である子どもや女性や高齢者に、より重くあらわれている。この研究は、そのなかでも子どもを対象にして、犯罪から守られたまちづくりのすすめ方を開発しようとするものである。子どもを犯罪から守るためにには、幾つかの分野からの検討が必要である。加害者側からのアプローチも必要であり、子どもに被害を加える人々の社会的個人的特性やその発生を事前にチェックすることが必要である。例えばこの分野での重大な犯罪の少なからぬ場面では、加害者の精神状況が問題になり、こうした分野での研究・対応策の深化が求められている。被害者として子どもに限ってみても、子ども自身の自己防衛方法や教育・都市建設・警察関係者の対応策等の検討等も必要であるが、環境、とりわけ地域環境的視点での検討が特別に重要な意味をもつものである。

子どもが被る犯罪の殆どが、不特定の子どもが対象とされている。加害者にとっては、犯罪現場に居合わせた子どもであれば誰でもいいのであり、特定の子どもを最初から狙った犯罪は極めて稀である。また、子どもたちは地域の様々な空間を生活の場所としており、そこを活用する時間も大人達に較べて圧倒的に長い。こうした子どもの生活及び犯罪の特性からして、環境とりわけ地域環境の影響は重いものがある。

本研究は、こうした問題意識の基に、子どもが被る犯罪実態を具体的に明らかにし、その危険空間一ヶ所一ヶ所に改善計画を策定する手法の開発を目的としたものである。

調査研究の方法としては、全体を3段階に区分している。第1段階は、子どもの被る犯罪の実態を空間的・社会的に明らかにするものである。これは小学校の高学年（4年生以上）を対象にして、子ども達自身から犯罪の危険体験（自動車に連れ込まれて乱暴されれば犯罪であるが、連れ込まれそうになったものも危険体験として包含する）を調査する。これを基に、空間上（学区の地図）にプロットし、学区内の“犯罪危険地図”を作成する。これが出来上がると学区内の何処でどんな犯罪に子どもたちが遭遇しているのかが一目瞭然となる。これを子どもたちは勿論、教師や警察、まちづくりに係わる行政部局（例えば公園緑地課とか、区画整理課とか…）、更にはPT

Aをはじめ、敬老会や町内会等の住民にも周知していく。こうして地域の大人の目が、地域内の子ども達の犯罪危険空間に注がれていくことになる。これだけでも大きい問題改善の前進である。

第2段階は、この犯罪危険地図を持って、その危険箇所を一ヶ所一ヶ所踏査して、それぞれの空間のもつ危険要因をチェックし、改善方策を検討することである。この段階では、できるだけ多くの地域住民の参加が望まれる。参加することによって地域を見る目が変り意識が変化する。例えば、「安全と思っていた所でいろいろ起こっていたのを知り、非常にショックを受けました。地域に住みながら、目は地域を見ていなかったのかと、考えるきっかけとなる体験でした」「子どもチームのリーダーとして地域をまわったのですが、子どもの目線で子どもの考え方でいろいろと見えたのでとてもよかったです」「自分でまわると意識が変わる」といった感想や、「自分の足で歩いてみないとわからないので、今回参加しなかった方もぜひ参加すべきだと思った」「もっと時間をかけてやってみた方が良いと思う（季節、時間帯等を変えて）」といった提案へと変化していく。

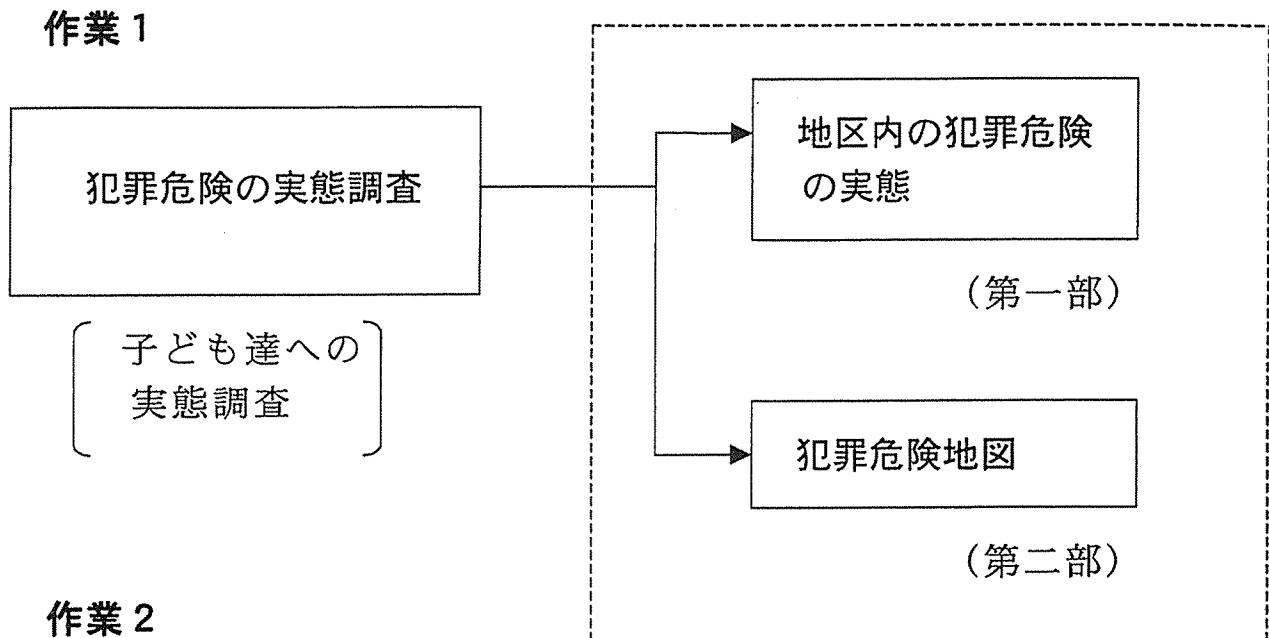
第3段階は、環境改善計画を具体的に実行に移していくための実行計画の策定である。改善計画の各項目について、誰が（実行主体）、何時までに（期間）やるのかを検討するわけである。実行主体としては、子どもや住人一人一人、PTAや敬老会や町会といった自治組織、行政や警察等の公共団体といったものが考えられる。改善計画の各項目ごとに適任者を検討する。期間については、「1年以内にやる」「3年ぐらいにやる」、「5年前後はかかる」といったものに区分する。例えば、「この空地の雑草を刈り取る」といった項目は、実行主体としては「PTAが地主に要望する」「これは1年以内」ということになる。「公園のこの部分の植え込みをa, b, cの3箇所に分散して移植する」といった項目は、「市の公園課」が「3年以内」に実施するよう要求する。「この大規模団地の商店街の一角に警察の派出所をつくる」といった項目は、「市と警察に」、「5年ぐらいかけて」実現するよう要望する。といった具合である。

調査対象となったのは、東京都江戸川区の5つの小学校である。この地域は、人口の移動も多く、従って犯罪多発地帯であった。そうした事情もあって小学校中学校のPTAを中心とした防犯活動にも意欲的な地域である。

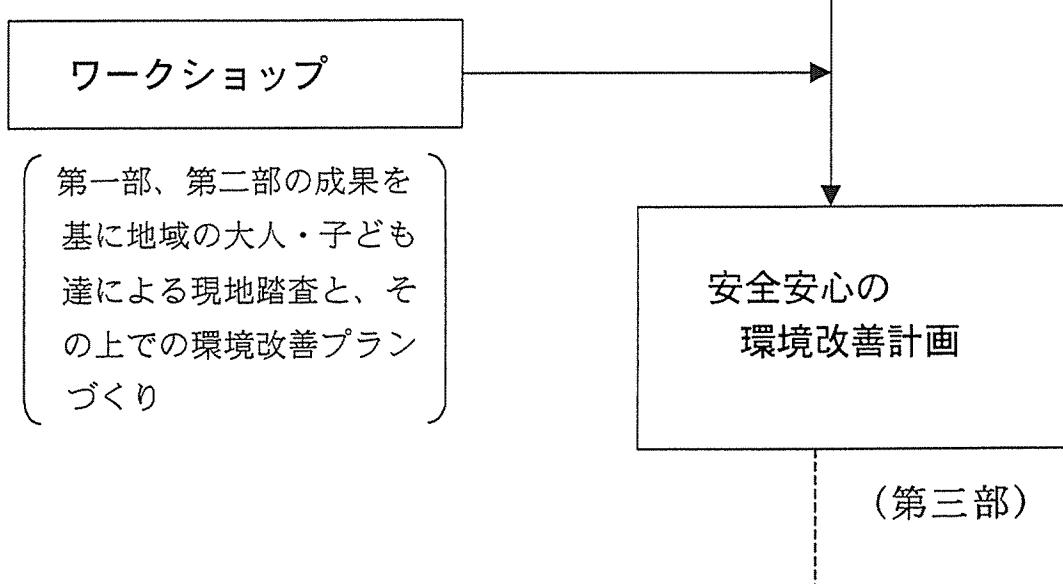
調査期間は2000年（平成12年）が犯罪危険地図づくり、2001年（平成13年）が環境改善計画づくりに取り組んだ。2002年から実行計画の完成と具体的行動を開始することになっている。以下の報告は、そのうちの2年間の活動の報告である。

— 研究の全体構成 —

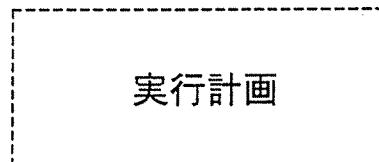
作業 1



作業 2



今後の作業



表一1 アンケートの配布・回収数 単位：人

	4年	5年	6年	計
配布数	496	484	480	1460
回収数	377	359	349	1125
回収率	(76.0)	(74.2)	(72.7)	(77.1)

2. 被害の状況

〈被害体験〉の実態は、体験有りの児童数は363人で、有効回収数950人の38.3%である。この数字は、著者のこれまでの多くの地域での調査に較べて、大きい差は見られない。即ち、日本の都市では、子どもたちは蔓延する犯罪の危険のなかで生活している状況を確認できるものである。件数でみると、550件で有効回収数に対する比率は57.9%である。即ち、確率的には6割近い確率で子どもたちは犯罪危険と日常的に向い合っていることになる。

表一2 被害児童数

被 害 人 数			被 害 件 数		
被 害 有	被 害 無	計	被 害 率	被 害 有	被 害 率
363	586	949	(38.4)	550	(57.9)

単位：被害人数は（人）、被害件数 H（件）

〈学年〉別にみても大きい差違はみられない。生後から調査時点までの体験を調べているから、6年生に較べて5年生は1年間、4年生は2年間の体験期間が短いことを考えると、学年差は殆ど無いとみるべきであり、小学校も高学年になると日常生活圏も広域化し犯罪の危険が増大するとみるべきであろう。

〈性〉別にみると、やや女性の方が高い傾向を示す。

〈罪種〉別に見ると、窃盗犯が4割強、風俗犯が4割弱、粗暴犯が2割ということになる。尚、犯罪として表面化し、警察に届けられた件数と、暗数としての今回の調査結果との関係を推測すると、窃盗では暗数の3割前後が警察に届け出され、粗暴犯では50件前後に1件が届け出され、風俗犯では100件前後に1件が届け出されているものといえる。即ち、警察に届けだされる犯罪には莫大な裾野の未届け犯罪危険が存在しているといえる。

この数値は、あくまでも著者の限られた資料による推測ではあるが、警察に届け出られた犯罪の背後には莫大な類似の犯罪危険が存在することを銘記して一件一件の捜査に当る必要があろう。

〈罪種〉を〈学年〉別にみると、粗暴犯と窃盗犯は5年生でピークになるが、風俗犯だけは学年が進むと共に増加し、6年生になると全ての犯罪のなかで一番多くな